



【【外国人採用企業必見】

「技能実習制度の解消と新制度について」
解説セミナー



株式会社キャムテック

本 社 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング

設立/資本 平成17年8月 50百万円

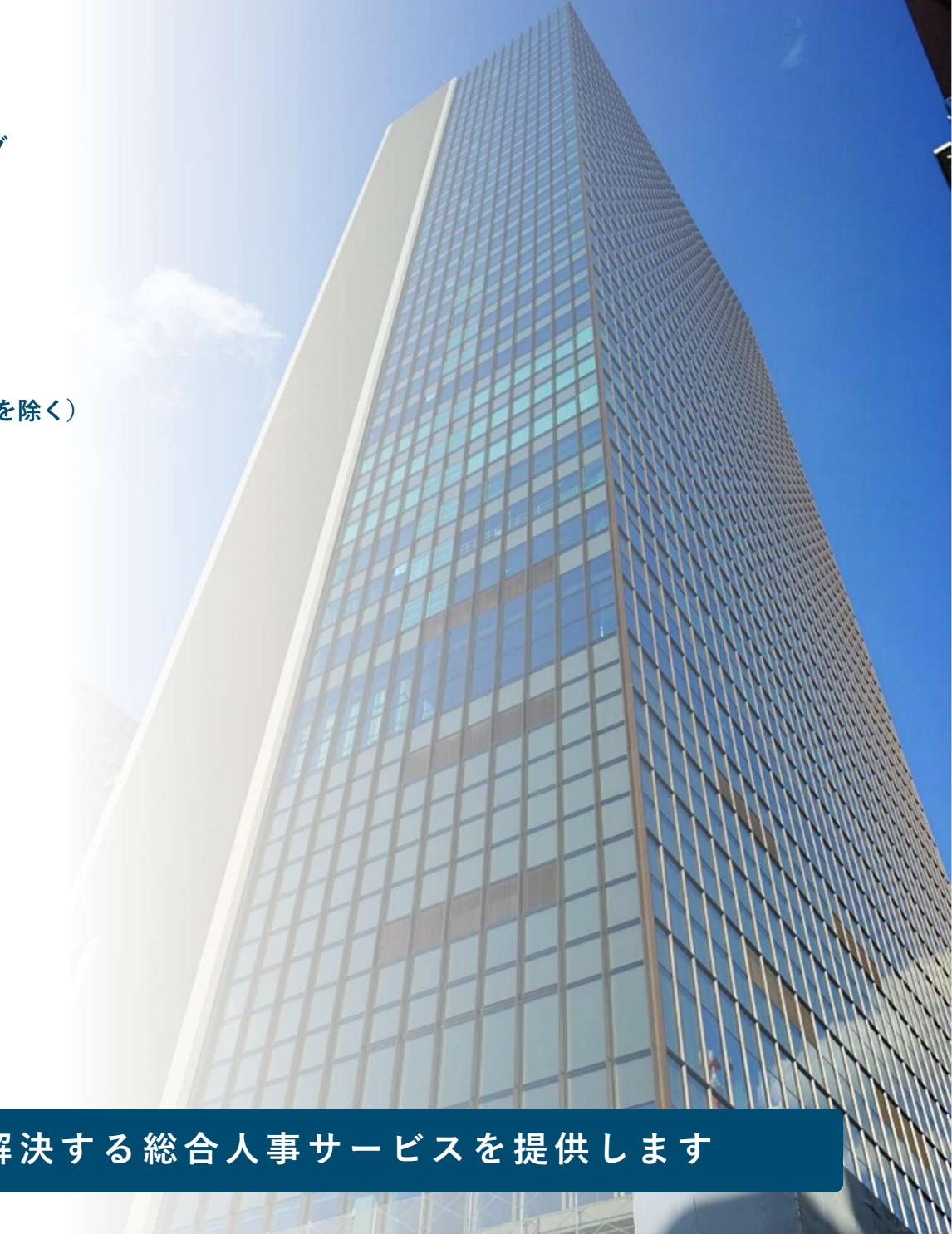
代 表 者 代表取締役 宮林 利彦

社 員 数 2,035名（グループ連結・2020年12月時点 派遣委託等を除く）

- 事業内容
- システム開発
 - ・WEB勤怠管理システム・派遣管理システム
 - 採用戦略マネジメント
 - ・外国人採用コンサルティング ・外国人ライフサポート
 - ・新卒採用コンサルティング ・応募受付代行
 - ・アウトプレースメントコンサルティング
 - 各種研修・トレーニングプログラム事業
 - ペイロールアウトソーシング事業
 - 法務・労務・行政コンサルティング
 - 請負・委託構築コンサルティング
 - 大学等教育機関へのキャリア形成講座・セミナー事業

有料職業紹介事業許可：13-ユ-304211

『人・組織・経営』に関わる課題を解決する総合人事サービスを提供します







キャムコムグループ

■キャムコムグループ運営サイトのご紹介



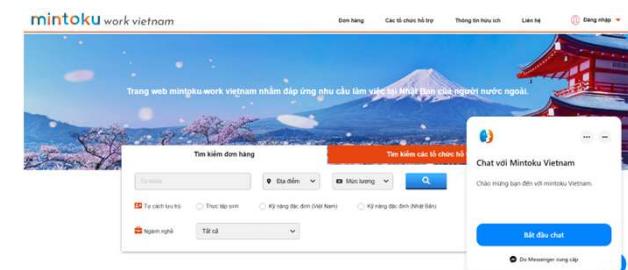
海外人材マネジメントサービス
【CAMTEC GMS】



海外情報発信メディア
【海外人材TIMES】



特定技能マッチングサイト
【みんなのトクギ】



ベトナム求人サイト
【mintoku work vietnam】



技能実習生研修施設紹介サイト
【トレナビ】



技能実習生送り出し機関紹介サイト
【センディングナビ】

海外人材を活用される皆様や、日本で活躍される海外人材の方に
価値ある情報を提供してまいります。



【第1部】

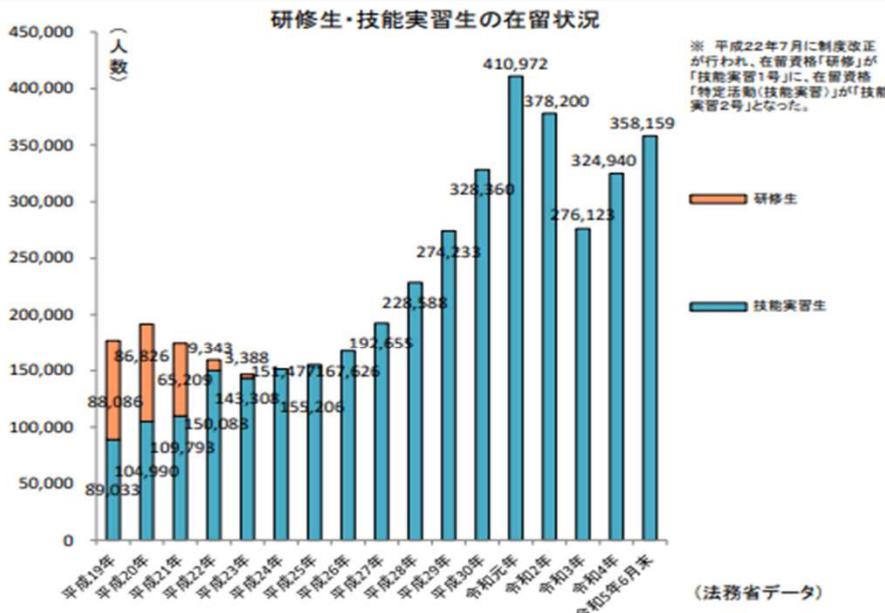
技能実習制度の現状と最終報告解説

技能実習制度とは①

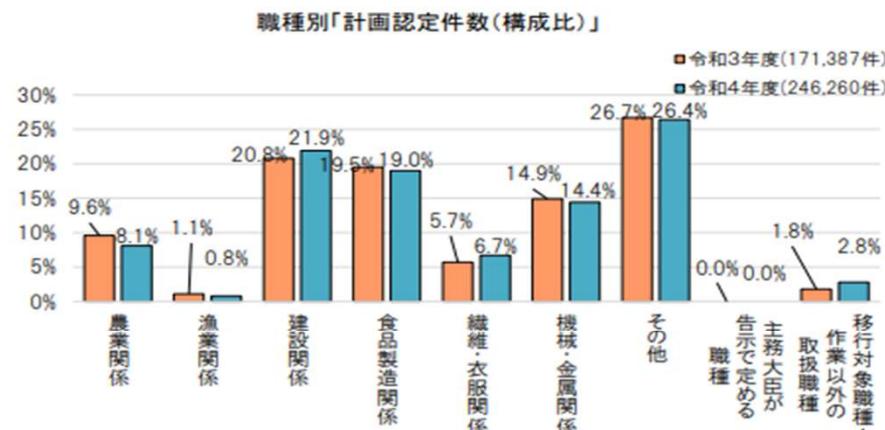
技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約36万人在留している。
※令和5年6月末時点

1 令和5年6月末の技能実習生の数は、358,159人

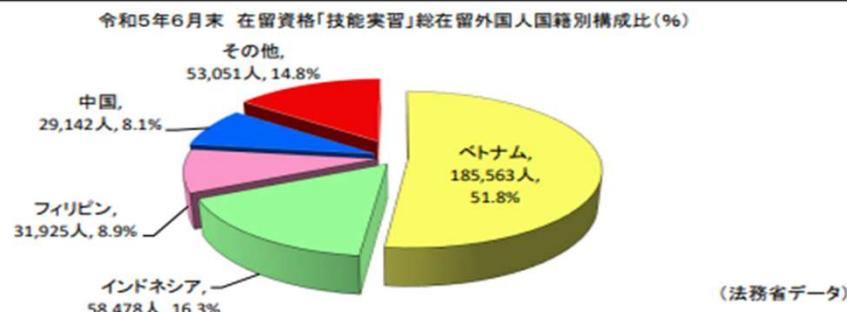


3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。

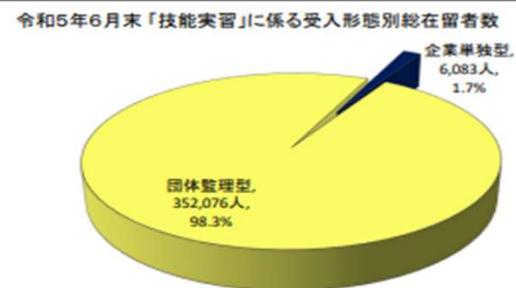


(令和4年度「外国人技能実習機構統計」)

2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



4 団体監理型の受入れが98.3%



技能実習制度とは②

課題

- ・過酷な労働環境と低賃金労働→海外各国から批判が相次ぐ
- ・やむを得ない場合を除き転籍不可
- ・悪質なブローカー等により母国で多額の借金を抱える
- ・監理団体が適正な監理・保護・支援を実施できてない

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

施行日

平成29年11月1日

新たに設置された特定技能制度①

在留資格「特定技能」について



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
(14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

1 特定技能制度とは

2019年4月に施行された特定技能の対象職種は14分野でしたが、2022年4月26日に製造分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）が統合され、12分野となっています。

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するために特定技能制度が創設されました。

新たに設置された特定技能制度②

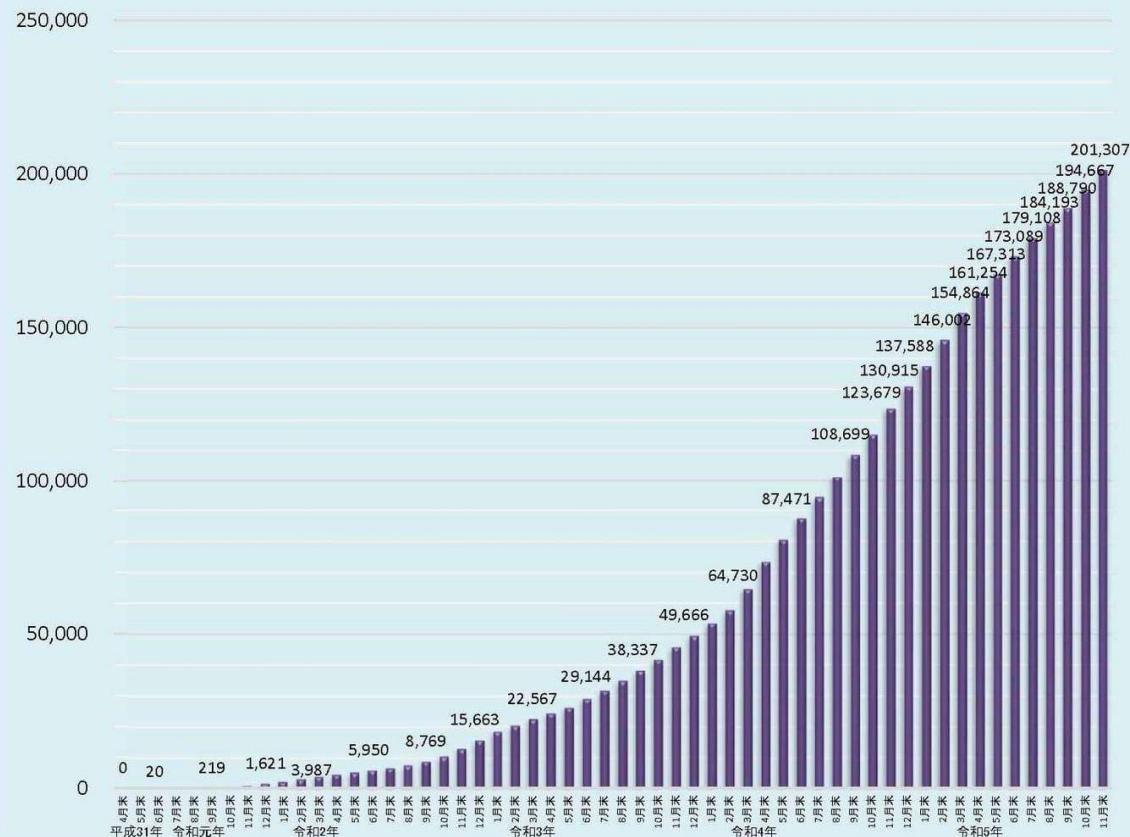
特定技能制度運用状況①



特定技能在留外国人数(令和5年11月末現在:速報値)

特定技能 1号在留外国人数

201,307人



分野	人数
介護	26,831人
ビルクリーニング	3,353人
素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業	39,344人
建設	23,329人
造船・船用工業	7,397人
自動車整備	2,468人
航空	595人
宿泊	395人
農業	23,265人
漁業	2,632人
飲食料品製造業	59,262人
外食業	12,436人

特定技能 2号在留外国人数

分野	人数
建設	26人
造船・船用工業	3人

技能実習制度と特定技能制度 両制度が同時進行した結果による課題感まとめ

技能実習制度

厚労大臣
法務大臣

90職種165作業

令和5年10月31日時点

技能実習機構

させない
◎人権問題

主務大臣

対象職種

※参考資料①

監査・実地検査

転籍有無

法務大臣

特定産業分野12分野

本日現在

入管庁

できる
◎地方流出

特定技能制度

課題解決にあたり有識者会議を通して

【技能実習】と【特定技能制度】を一貫性のある制度に変えていく方向性が示された。

→2023/11/29 最終報告提言へ

最終報告①

最終報告書（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議）

令和5年11月30日

① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての三つの視点（ビジョン）

国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとすること

見直しの四つの方向性

- 技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること
- 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受け入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

留意事項

1 現行制度の利用者等への配慮

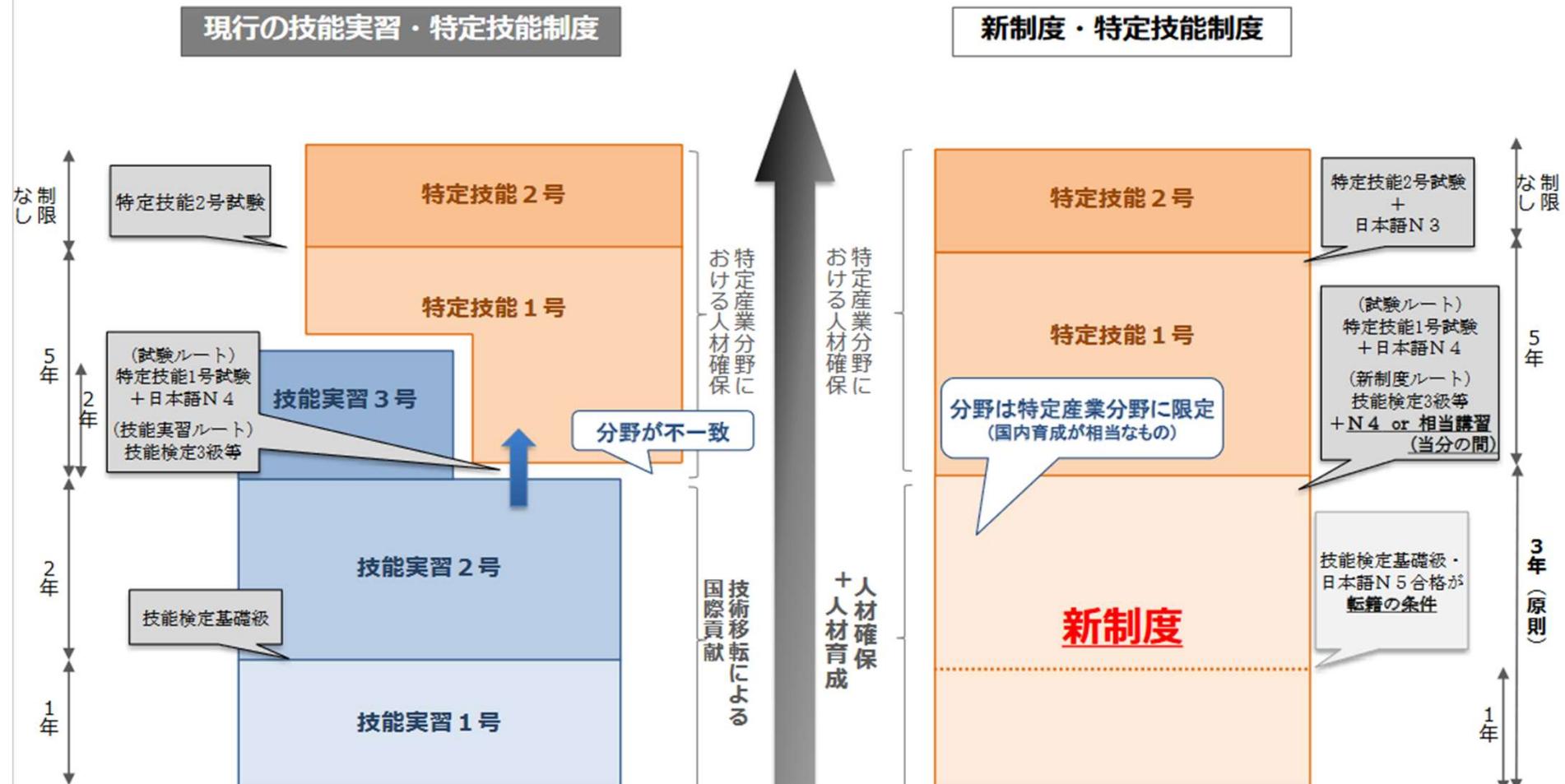
見直しにより、現行の技能実習制度及び特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないよう、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないよう、きめ細かな配慮をすること

2 地方や中小零細企業への配慮

とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業において人材確保が図られるように配慮すること

最終報告②

技能実習制度の廃止と新制度について



※技能実習中の転籍は原則不可

※同一企業で1年超就労+技能・日本語試験合格 →転籍可

※試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める

最終報告③

② 提言

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時までに試験を義務付け)。
- 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- 新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新たな制度における転籍の在り方

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
➢ 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超／技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格／転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。
- 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件等厳格化。
➢ 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限／外部監視の強化による独立性・中立性確保。
- 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格
※当分の間は相当講習受講も可
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化
➢ 支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- 地方入管、新たな機関、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
➢ 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講
特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(〃N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可
特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(〃N3等)合格
※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4、6に同じ)。
- 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他(新たな制度に向けて)

- 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

技能実習制度の廃止と新制度について

最終報告書(案) (概要)(技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成)

1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に **3年の育成期間**で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。

※ 現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異なるものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、**特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定**。※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- 従事できる業務の範囲は、**特定技能制度の業務区分と同一とし**、「**主たる技能**」を定めて育成・評価（育成開始から1年経過・育成終了時までに試験を義務付け）。
- 季節性のある分野（農業・漁業）で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定（受入れの上限数として運用）。
- 新制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

【ポイント①】

技能実習は活用しているが、特定技能は産業分類が当てはまらない事業所については受入れ不可となる。
（自動車関連、建設資材、プラスチック、等）

【ポイント②】

技能実習の2号移行職種についての概念が無くなるため幅広く業務に従事することが可能になる。
（機械加工職種に当てはまらない機械オペレーター、菓子や食品材料などの飲食食品料品製造分野など）

【ポイント③】

会社規模による受入れの上限人数ではなくなるため、産業全体の上限まで採用枠を広げられる。

【ポイント④】

新制度の在留上限は原則3年。

特定技能へ移行させるためには、業務区分に該当する技能検定（3級程度）の他、日本語能力試験（N4相当）の合格も必須要件になる（※項目6に記載）。移行要件をクリア出来るよう、技能実習同様に技能教育は必要となる。

技能実習制度の廃止と新制度について

最終報告書(案) (概要)(技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成)

4 新制度での転籍の在り方

- 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
 - 計画的な人材育成等の観点から、一定要件 (同一機関で就労が1年超/技能検定試験基礎級・日本語能力A1相当以上の試験 (日本語能力試験N5等)合格/転籍先機関の適正性(転籍者数等)) を設け、同一業務区分内に限る。
- 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

【ポイント①】

本人意向の転籍の要件が簡易なものであり、受験させる事を義務付けられる方向。さらに、職業紹介事業者による斡旋が認めらる方向になり、**転籍が活発化する市場にもなり得る**。ただし、転籍を受入れる側は要件を課されることや、転籍前の初期費用負担について明言されているため、リスクはまだ不明確ではある。また、当面の間は分野により1年を超える期間の転籍制限を認めるなど、経過措置を検討している。

【ポイント②】

育成終了前に帰国した者の再入国も認められており、通算5年間の滞在が可能、また育成開始後通算2年以内であれば新たな分野や業務区分で再挑戦することも可能になる。再入国者の場合の手続きや受け入れ時の初期費用、可能な在留期間等により、**転籍を目的とした帰国も発生する可能性がある**。

いずれにせよ、新制度活用においては賃金や待遇面での改善が必要となる。

技能実習制度の廃止と新制度について

最終報告書(案) (概要)(技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成)

5 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、**特定技能外国人への相談援助業務を追加。**
- **監理団体の許可要件等厳格化**
- 受入れ期間と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保
- ※優良監理団体については、手続簡素化といった優遇措置。
- **受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。**

6 特定技能制度の適正化方策

- 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
 - ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - ②日本語能力A2相当以上の試験（日本語能力検定N4等）合格
※当分の間は**相当講習受講も可**
- **試験不合格となった者に再受験のための最長1年の在留継続を認める。**
- 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- 制度所管省庁は、地域協議会の組織等を含む制度運用の中心的役割。
- 業所管省庁、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- 日本語教育機関の日本語教育の適性かつ確実な実施、水準の維持向上。
- 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域
- 産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

【ポイント①】

監理団体は、適正な技能実習の運営を監理監督する立場から、外国人に対しての支援を目的とした登録支援機関に近い立場に変わっていく。そのため、生活面の相談やサポートができる支援体制はもちろんだが、「育成」が目的の在留資格になることから、技能検定や日本語能力の教育体制も求められるようになる。

【ポイント②】

新制度の適正な運用を監督指導するのは監理団体ではなく技能実習機構に変わる。合わせて、「特定技能」の在留資格についても業務追加され、現在入管が行っている「特定技能」も含めて監査指導まで行っていく立場に役割が変わっていく可能性あり。

【ポイント③】

「特定技能」への移行要件は、現在は技能検定隨時3級(専門級)に合格していれば日本語能力検定は不要であったが、新制度施行以降では**日本語能力資格(N4等)**も必須要件としていく方向も。ただし相当講習受講も可とあり、技能実習の入国時講習のような研修受講による免除も言及されている。

技能実習制度の廃止と新制度について

最終報告書(案) (概要)(技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成)

8 送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め（MOC）により送出機関の取締りを強化。
- 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- 繙続的な学習による段階的な日本語能力向上。
就労開始前：A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当講習受講
特定技能1号移行時にA2相当以上の試験（「N4合格）合格※当分の間は相当講習受講も可
特定技能2号移行時にB1相当以上の試験（「N3等）合格
- 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他(新たな制度に向けて)

- 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- 現行制度の利用者等に不当な不利益等を生じさせないよう十分な配慮を行う。
- 本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

【ポイント①】

技能実習制度において長年課題とされていた、外国人本人の来日前手数料の負担について言及されている。送出機関の手数料については受け入れる企業としても確認する必要があり、送出機関は費用を軽減するような運用体制が今後求められてくる。

【ポイント②】

就労開始前の相当講習から送出し機関での教育や入国情報の仕組みはそのまま残ると思われる。全体を通して日本語能力の向上が求められており、相当講習に該当する認定教育機関が新設される見込み。また、優良受入れ機関の認定があると、提出する書類や届出が簡素化される。

【ポイント】

- ・現行制度の「技能実習」はいつまで受入れ可能か。
- ・新法施行時に「技能実習1号・2号」だった者は「技能実習2号・3号」への移行は可能か。

最終報告ポイントまとめ

- ・技能実習制度の発展的解消と制度の枠組み
(育成労働・在留期間は基本3年)
- ・人材確保+人材育成（国際貢献は外れる）
- ・特定技能分野の業務区分に限定する
- ・キャリアパス（主たる技能の育成と評価）
- ・転籍（同一分野・区分での転籍）
- ・監理団体と登録支援機関の要件厳格化
- ・転籍時のあっせん（有料職業紹介）が可能
- ・本人負担手数料等の一部を日本側が負担



【第2部】

今後求められる外国人採用とは



外国人採用における募集の記載例

◇企画営業一例◇

応募資格

- 日本語検定N2以上
- 在留資格
技術・人文知識・国際業務
日本人の配偶者
永住者、永住者の配偶者

- 在留期限
満了日から1年以上
※1年未満の方はご相談ください。

【歓迎資格】

- 中国国籍の方活躍中♪
- Excel使用経験のある方
- 学歴・年齢・経験不問

◇施工管理一例◇

応募資格

【必須スキル・資格】
日本語：ネイティブルベル
英語：問わない

【MUST】

- ・施工管理の業務経験がある方
- ・建築、土木関係の学校（大学または専門）卒業の方
- ・就労ビザ（技能.人文知識.国際業務）、永住者、日本国籍のビザ
- ・日本語でコミュニケーションが取れる方

注意

求人を出す際には、求人内で外国人のみを対象にしたり、特定の国籍の人材のみを対象にしたりすることはできません。

外国人採用における具体的な手法～自社求人掲載～

- ・自由度の高い求人媒体であれば、すぐに掲載・募集可能
⇒採用HPや、現在掲載中の求人への一部追記にて、
募集を開始することが可能です

グローバル企業の英語顧客サポート



業種	技術・人文知識・国際業務
職種	通訳
給与	【時給】1,700円~
勤務地	神奈川県YokohamaShiNishiKu
勤務時間	【日勤】

レトルト食品の製造



【技人国の求人】中国語・英語のオペレーター通訳



中国語や英語のスキルが活かせる！お客様と店頭スタッフの通訳業務！

派遣社員

東京都渋谷区

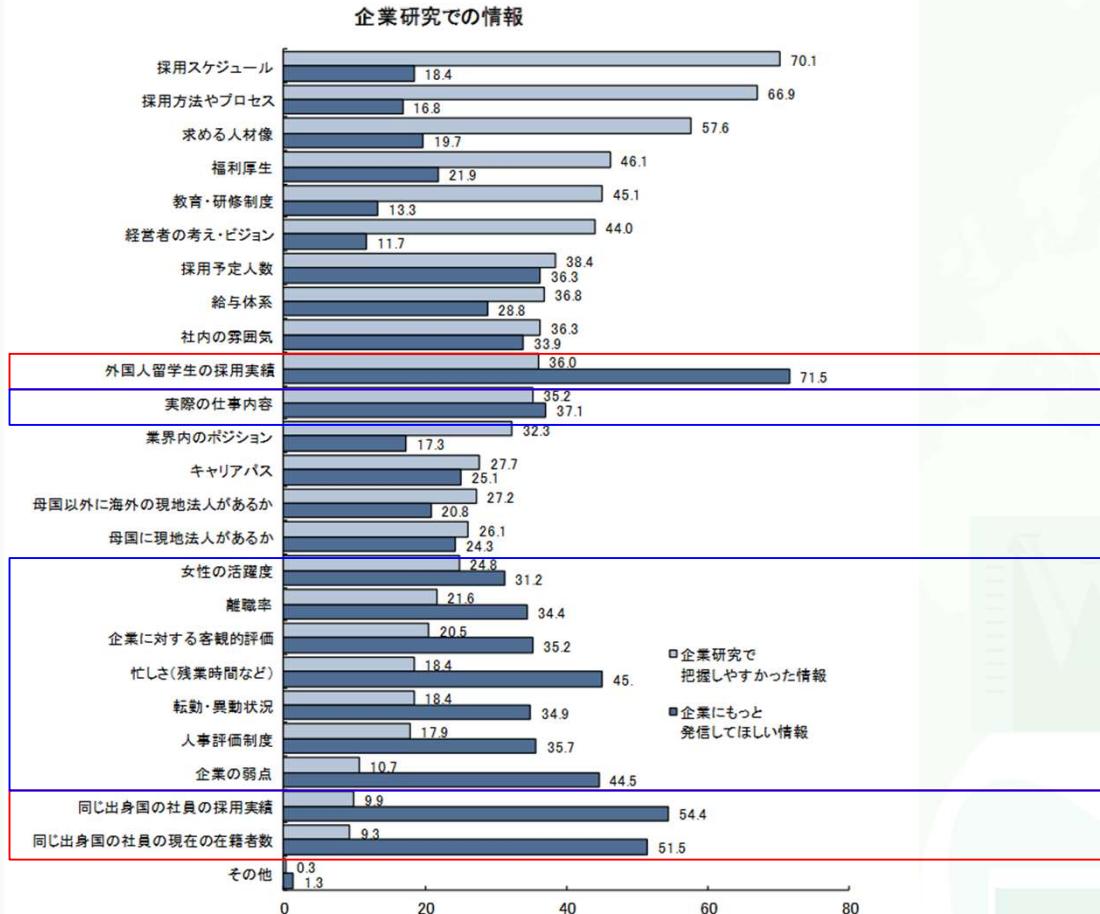
¥ 2,300円

#シフト勤務 #語学を活かせる #在宅ワーク #オフィスカジュアル
#職場見学可 #高収入 #急募 #駅近5分以内

☆ 気になる 詳しく見る

AU00615

外国人採用における具体的な手法～掲載のポイント～



外国人が
「もっと知りたい」
（＝より発信を求めてる）情報
を掲載し【外国人向け求人】を掲載

1.出身国の先輩がどれくらいいるのか、 活躍しているのか

・外国人留学生の採用実績

・同じ出身国の社員の採用実績

・同じ出身国の社員の現在の在籍数

2.実際の就労環境や自身のキャリアアップ に関する項目

・実際の仕事内容

・女性の活躍度

・企業に対する客観的評価

・忙しさ(残業時間など)

・転勤・異動状況

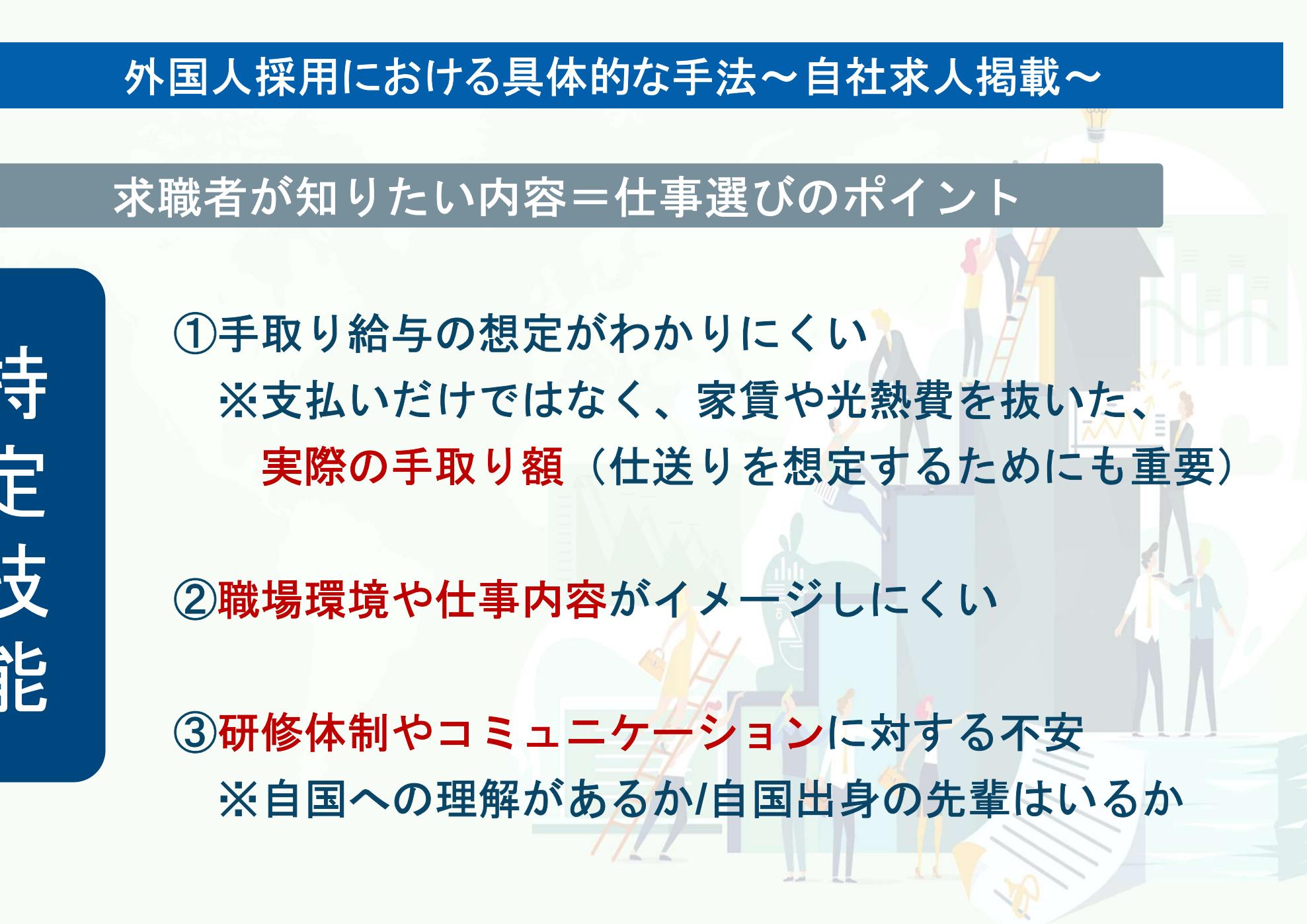
・人事評価制度

・企業の弱点

外国人採用における具体的な手法～自社求人掲載～

求職者が知りたい内容＝仕事選びのポイント

特定技能

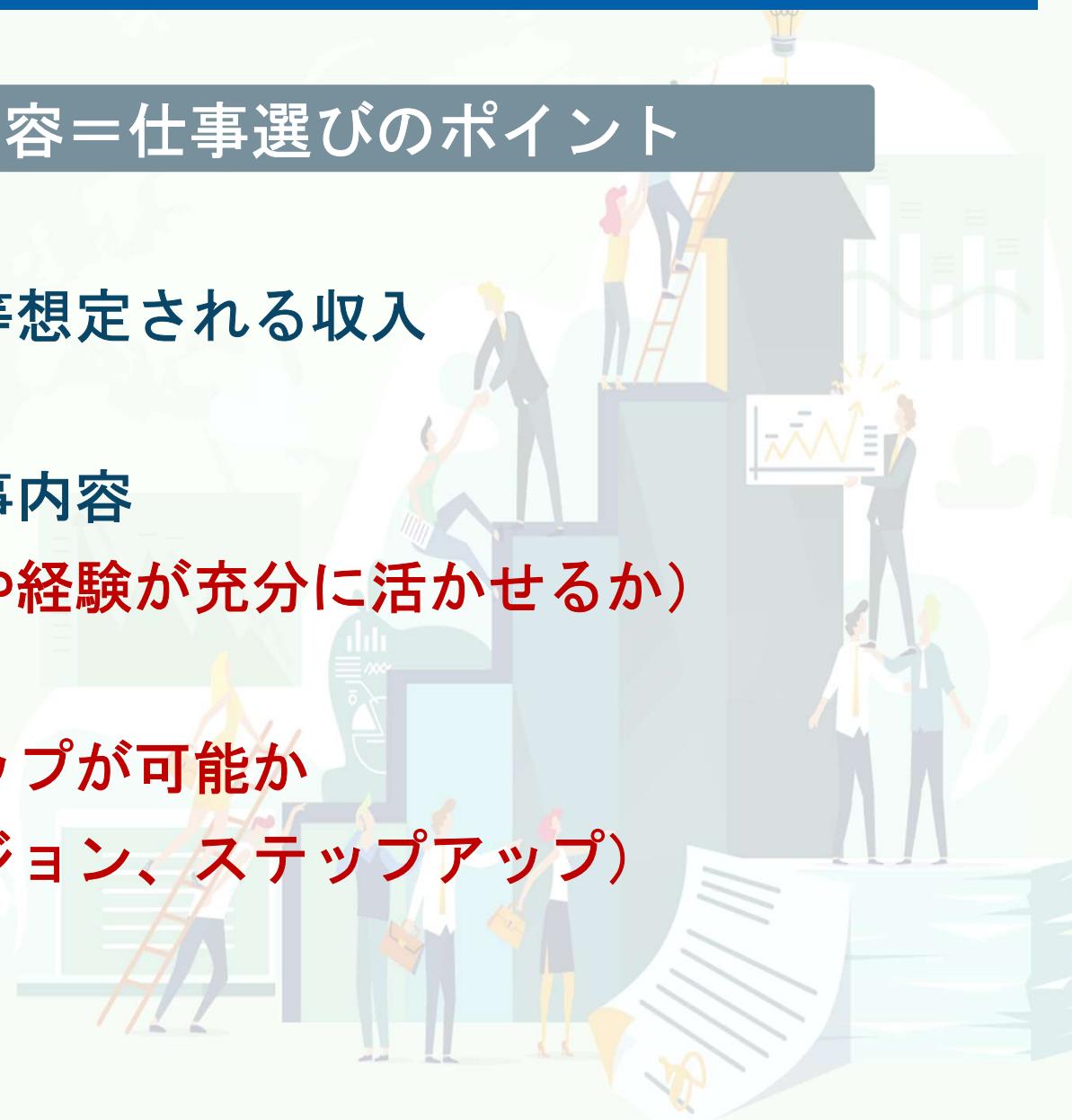
- 
- ①手取り給与の想定がわかりにくい
※支払いだけではなく、家賃や光熱費を抜いた、
実際の手取り額（仕送りを想定するためにも重要）
 - ②職場環境や仕事内容がイメージしにくい
 - ③研修体制やコミュニケーションに対する不安
※自国への理解があるか/自国出身の先輩はいるか

外国人採用における具体的な手法～自社求人掲載～

求職者が知りたい内容＝仕事選びのポイント

技
人
国

- ①年収、給与等想定される収入
- ②具体的な仕事内容
(自身の知識や経験が充分に活かせるか)
- ③キャリアアップが可能か
(キャリアビジョン、ステップアップ)



外国人採用における具体的な手法～外部依頼 紹介・派遣～



みんなのトクギとは

応えられる理由、それは外国人の方の新しい働き方、
特定技能（トクギ）に特化したメディアだから。

私たちはこの「みんなのトクギ」が外国人の方の”
日本で働きたい”その想いに応え続けることで、
世界に誇れる日本の働く現場をつくりていきたいと考えています。

この願いにご賛同いただける求人会社さま、
特定技能職を募集されている会社様も、
みんなで“日本で働きたい”に応えていきましょう。

国内最大級の掲載数・応募者数を誇る多言語対応
「特定技能」専門サイト

みんなのトクギ

検索



掲載+成果報酬型のソリューション提案「みんなのトクギ」

選べる!
2つのプラン



成果報酬型(初期費用・掲載手数料無料)

採用内定の場合のみ費用発生

※採用内定時、1人あたりにつき、成果報酬が発生します。
報酬額に関しては職種/地域/スキルレベルで異なるため、別途ご相談ください。

カンタン!
出稿までの3STEP

- 1
- 2
- 3

求人票の作成依頼
(ヒアリング)
プロが原稿作成+
多言語翻訳
最終チェック&掲載

特定技能制度とは、2019年4月に生まれた「特定産業分野」において労働力確保を目的に、即戦力となり得る外国人才の就労が可能になった在留資格です。

特定技能の主な特徴として、
①最低3年間同一作業に従事した経験があり、
②一定水準以上の日本語レベル
(=日本語能力検定4級以上)である点が挙げられます。

充実!
コンシェルジュサポート



- 多言語コンシェルジュを常時配置し応募者の国籍に応じてサポート。
- 専任のコンシェルジュが応募資格・ビザの確認等を実施。
- より貴社ご要望に即した人材をスクリーニングした上でご提案。

SNS拡散



- Facebookメッセンジャー機能を使い、求人票や職場情報を口コミで拡散
- 動画CMを使い、認知拡大と直接応募対象者にSNSならではの訴求可能

多言語で求人掲載可能 (ベトナム語ほか、8言語に対応)

- | | | |
|-------|--------|-------|
| ベトナム | インドネシア | フィリピン |
| 中国 | タイ | ミャンマー |
| カンボジア | その他 | |

14職種、全分野で求人掲載可能!

介護業	ビルクリーニング業	素形材産業
自動車整備業	航空業	宿泊業
産業機械製造業	電気・電子情報関連	建設業
造船・船舶業	農業	漁業
飲料食品製造業	外食業	

お申し込み・お問い合わせは、
右記までお気軽にご連絡ください。

株式会社キャムテック

東京都港区浜松町2-4-1
世界貿易センタービルディング南館16F

minnano_tokugi@ca-m.co.jp

採用後のバックオフィスサービス

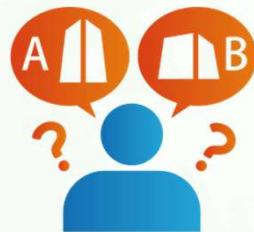
とにかく書類が多い！
手続きがわからない！



雇用契約書類/入管提出書類/監査書類/行政手
続書類...
業界業種ごとにやり方が違うことや、そもそも書類の量が多いいため、作業が煩雑になります！

専属の行政書士
が入管対応まで
安心サポート！

特定技能人材への
再教育を実施したい！



言語レベルの向上はもちろん
受入研修や事前オリエンテーションを実施したいけど、やり方がわからないなどご要望が上がっています。
そんな声にお応えして業界初！
特定技能用の研修施設を立ち上げ、再教育プログラムを開発しました！

特定技能用の研修
カリキュラムをご用意！
オンライン教育も充実
しています！

どの登録支援機関を
利用したらよいかわからない！



いまや登録支援機関は数多くあります！どの支援機関を選択するかは特定技能外国人受け入れの重要な第一歩。まずはご相談ください！

地域ごとに提携している
登録支援機関を
ご紹介させていただきます！

外国人採用における具体的な手法～イベント・展示ブース～



VR企業ショールーム(紹介ブース)
による自社紹介・興味訴求



海外の大学と連携しての
展示会で直接アプローチ

外国人採用向け イベント情報



オンライン展示会場
VR企業ショールームforインドネシア
IJCプログラム開設！ 11/10～open!!

オンラインイベント緊急登壇決定！ ONLINE EVENT

AP2LN インドネシア海外実習事業主催協議会

フィルマン・ブディヤント会長が語る
『実習事業と未来への展望』

Event dates
開催日時

2023年11月22日 水 START 15:30-

Event curriculum

イベントカリキュラム

| 事務局挨拶

| プログラム概要案内

| AP2LN代表挨拶

| IJCセンター・入国後講習施設説明

| 出発式紹介

| 質疑応答



株式会社 キャムテック

0120-530-541 【本電話受付時間：月～金 9:00～18:00】

〒105-5116 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル南館16階

URL: <https://biz.ca-m.co.jp/>



外国人採用における具体的な手法～採用率向上のための情報発信～

■360°VRパノラマ

ウォーキング動画 / ドローン撮影での情報発信
コンテンツを充実させることで、
リアル・VR両方の展示会など集客イベントにも活用可能！



株式会社 キャムテック Presents
CAM MESSE
in INDONESIA 開催決定!
IJCプログラム 2023年11月
—オンライン説明会—
LINE EXHIBITION
オンライン展示会 キャムメッセ
CAM MESSE
ロゴム運営各機関の取り組みを体験!
IJCプログラムとは
インドネシア現地案内
り出し機関の取組
本講習施設「CEA」3D内観&カリキュラム紹介(AR・VR導入)
IJCプログラムに関するお問合せ・申込窓口
AP2LN インドネシア海外実習事業主催協議会の
フィルマン・ブディヤント会長 / イベント緊急登壇!
世界を繋ぐ CAM MESSE
インドネシア政府との技能実習生プロジェクト
IJCプログラム OPEN 2023年11月10日 START 15:30
AP2LN インドネシア海外実習事業主催協議会
マン・ブディヤント会長が語る
事業と未来への展望
2023年11月22日 水 START 15:30
オフィスツアー
オフィスカーリキュラム
事務局挨拶
AP2LN代表挨拶
出張式紹介
プログラム概要案内
IJCセンター・入国後講習施設説明
質疑応答
0120-530-541
1100-0116
URL: <https://bit.ly/messe>

ウォーキング動画 ドローン撮影動画
360° VRパノラマ
研修・教育用動画
各種動画。
差別化となりひきつけます。

マンガページ
分かりやすく伝え
差別化となります。企画、
制作から行います。

キャラナビチャット
制作コンテンツをキャラで室内。
見てもらうためUI/UXを高めます

リファラル採用
友人紹介用の専用LPでリファラル
採用を効果的にします。

オフィスツアー
気になる職場環境を
バーチャル的に紹介します

職場見学
見学や体験など会うことで
応募数、採用数を高めます

外国人向けLP
多言語対応で外国人
採用につなげます

タレント活用
差別化となり信頼・興味、
クリックやCV率を向上させます

日程調整 & フィルタリング
フィルタリングと
面接日程調整

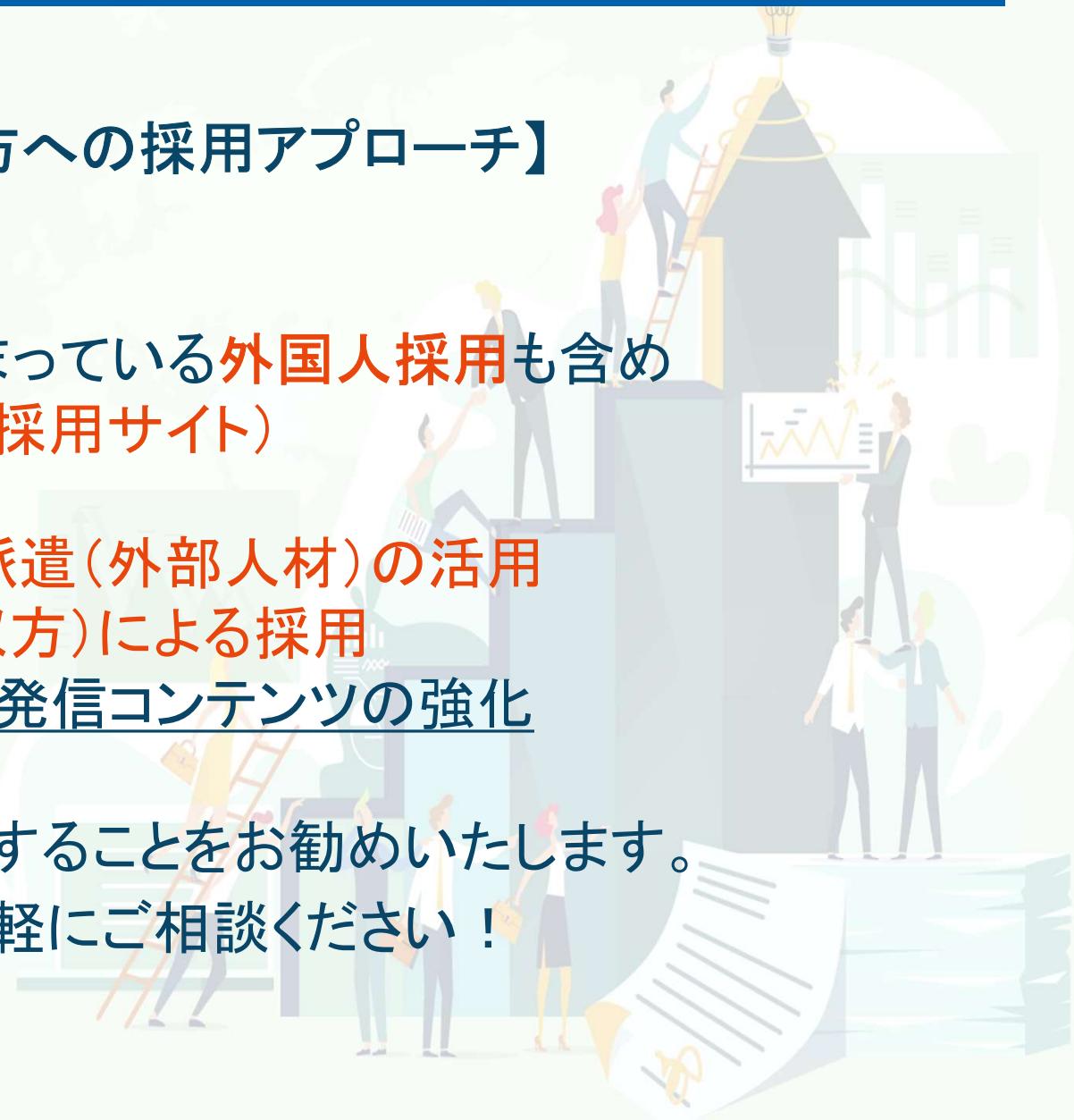
まとめ

採用市場が厳しくなっている今、
【国内外問わず、戦力となりうる方への採用アプローチ】
が必須となります。

国内人材はもちろん、注目が集まっている外国人採用も含め

- ・自社での求人発信(自社サイト/採用サイト)
はもちろん、
- ・人材紹介(成果報酬型)、人材派遣(外部人材)の活用
- ・採用イベント参加(リアル、VR双方)による採用
と、相乗効果が期待できる情報発信コンテンツの強化

など、可能なところから隨時着手することをお勧めいたします。
ご不明点等ございましたら、お気軽にご相談ください！





【參考資料】



参考資料 ①

●技能実習制度にはあったが、特定技能分野に含まれていない職種

- ・繊維・衣服関係職種作業（13職種22作業）
 - ・アルミニウム圧延・押出製品製造職種（引抜加工作業／仕上げ作業）
 - ・家具製作職種（家具手加工作業）
 - ・印刷職種（オフセット印刷作業／グラビア印刷作業）
 - ・製本職種（製本作業）
 - ・強化プラスチック成形職種（手積み積層成形作業）
 - ・紙器・段ボール箱製造職種
(印刷箱打抜き作業／印刷箱制箱作業／貼箱製造作業／段ボール箱製造作業)
 - ・陶磁器工業製品製造職種（機械ろくろ成形作業／圧力鋳込み成形作業／パッド印刷作業）
 - ・リネンサプライ職種（リネンサプライ仕上げ作業）
 - ・コンクリート製品製造職種（コンクリート製品製造作業）
 - ・RPF製造職種（RRF製造作業）
 - ・鉄道施設保守整備職種（軌道保守整備作業）
 - ・ゴム製品製造職種（成形加工作業／押し出し加工作業／混練り圧延加工作業／複合積層加工作業）
 - ・鉄道車両整備職種（走行装置検診・解ぎ装作業／空気装置検診・解ぎ装作業）
 - ・ボイラーメンテナンス職種（ボイラーメンテナンス作業）
 - ・木材加工（機械製材作業）
- (追加予定：パブリックコメント済)
- ・化粧品、金属熱処理、林業、クリーニング
 - ・技能実習の1年職種（自動車関連／スーパーのバックヤード等）

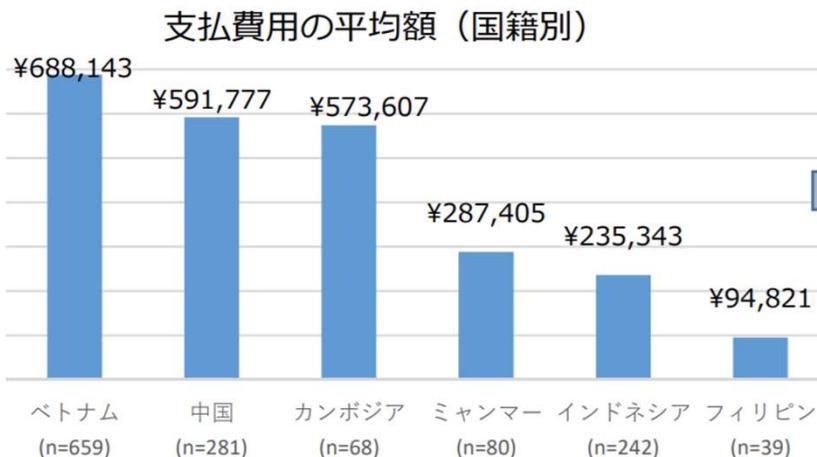
参考資料 ②

(第10回有識者会議資料より)

技能実習生が来日前に母国への送出機関や仲介者（送出機関以外）に支払った費用の平均額は 54万2,311円

母国への送出機関や仲介者（送出機関以外）への手数料の支払の有無とその金額

<支払の状況> (n=2,182)	
支 払 あ り	送出機関のみ 1,572人
	仲介者（送出機関以外）のみ 11人
	送出機関及び仲介者の双方 231人
	いずれにも支払なし 294人
	いずれか一方への支払について不明 74人



支払額の平均
(n=1,369)
542,311円

来日前に借金をしている者は全体の約55%。借金の平均額は54万7,788円

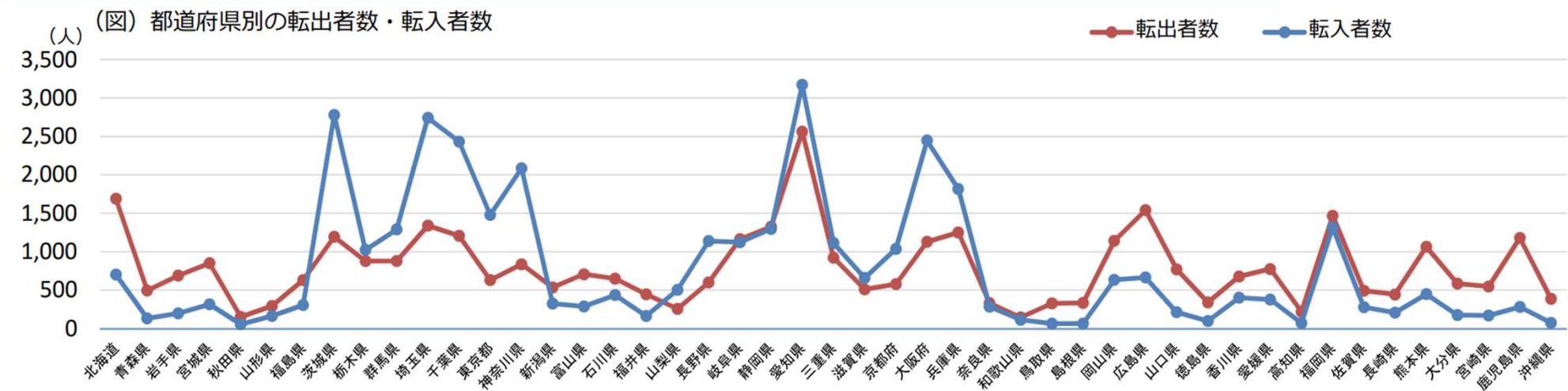
⇒今回の提言で送出機関に本人が支払う手数料等を受入機関と本人が分担とされているが、手数料だけなのか実費も含むのかは不明

参考資料 ③

(第10回有識者会議資料より)

○は転出 < 転入
15/47県のみが転入超

特定技能1号への移行の際の都道府県をまたぐ住居地の異動における転出・転入状況(暫定値)



(表) 都道府県別の転出者数・転入者数

(赤字: 転出者数、青字: 転入者数)

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
1,689	494	689	852	153	295	631	1,193	879	879	1,339	1,207	632	837	536	707
702	132	198	317	56	165	307	2,779	1,024	1,290	2,740	2,431	1,479	2,086	325	287
石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山县	鳥取県	島根県
651	445	258	599	1,163	1,323	2,562	921	511	580	1,128	1,249	331	145	327	333
435	165	504	1,138	1,123	1,296	3,171	1,114	659	1,038	2,448	1,815	286	114	65	66
岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
1,141	1,541	772	340	678	775	219	1,468	493	444	1,065	584	548	1,180	387	
633	664	214	100	403	378	70	1,315	280	206	449	177	171	283	75	

※ 出入国在留管理庁において業務上集計したもの

QA ①

●技能実習制度では3号(4年目・5年目)があったが、育成就労制度では設定されないのか？
→なくなる

●特定技能分野に追加は無いのか？
→2023年度中に分野追加の方向性を示すとのニュースあり
(自動車運送業、輸送機器組立、小売りでは追加に向けた動きあり)

●法施行の時期 (23.11.16 入管政策課政策調整室長 永田氏より)
⇒最終報告提出→関係省庁で協議→政府で方針検討→来年法案提出となるが、法案が
通ったからといってすぐに施行される訳ではなく、これだけ大きな制度の改革となるため、
おそらく移行にかかる期間まで**2年なり3年なり必要**となる。
また、制度が変わったからと言って在留する方々に迷惑がかかることのないよう充分な
移行経過措置期間を設ける

●育成就労制度において、人権問題で新たに取り入れられる項目は？
⇒来日前に送出機関等に支払う手数料等の本人負担分について受入機関が
適切に分担し、負担の軽減を図る

QA ②

●受入企業のコストはどうなることが予想されるか？

- ・転籍を抑止するためには、昇給制度が不可欠（+1年ごとの賞与も検討）
- ・日本語教育に係る費用等については、受入れ企業等の負担（入国N5、3年でN4）
- ・分野別協議会加入費、会費
- ・送出機関に本人が支払う手数料等を受入機関と本人が分担するための仕組みを導入
- ・送出機関の入国前講習費用（日本語N5以上入国とする場合）
- ★転籍されてしまった場合、転籍”後“の企業からどれだけの補填を得られるかは不明

●監理団体のコストはどうなることが予想されるか？

- ・外部監視の強化⇒士業かつ外部監査頻度が上がった場合、顧問料等がUPされる
- ・受入れ機関数等に応じた職員の配置（監理・保護・支援＋キャリアパス）
- ・外国語による相談応需対応体制の確保（受入国ごとに設定必要かは不明）
- ・転籍可となることで送出管理費相場が上昇する可能性あり

●登録支援機関のコストはどうなることが予想されるか？

- ・支援の委託元となる受入れ機関数等に応じた職員の配置
- ・特定技能外国人のキャリア形成の支援